

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十九項中「令和二年度分」を「令和三年度分」に、「令和二年七月三十一日」を「令和三年七月三十日」に、「令和二年八月一日」を「令和三年七月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。